

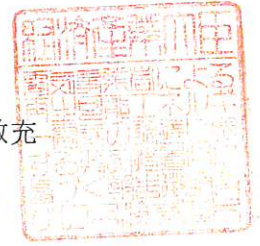
# 経済産業省

20140815 九州第1号  
平成26年8月29日

〒830-0013

福岡県久留米市櫛原町121-4  
岩田屋フード株式会社  
代表者 組坂 善昭 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収  
について

経済産業省では、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第40条第1項の規定に基づき、平成25年度に認定を受けた運転開始前の400kW以上の太陽光発電設備（一の場所において複数の太陽光発電設備が設置されている場合であって、個々の発電設備の発電出力は400kW未満であっても合計発電出力が400kW以上であるものを含む。）に関し、報告徴収を実施することといたしました。

つきましては、貴殿の受けた認定が報告徴収の対象となっておりますので、添付の様式等にて下記のとおり報告をお願いいたします。

報告徴収の結果、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備について、①当該設備を設置する場所及び②当該設備の仕様のそれぞれの決定が確認できない場合には、聴聞の対象とし、当該認定の取消しに向けた手続に移行します。

なお、期限までに報告がされない場合や虚偽の報告がなされた場合には、法第46条第3号及び第48条の規定に基づき30万円以下の罰金に処されることがあり、さらに、報告された内容によっては、法第40条第1項の規定に基づき、経済産業省の職員が貴殿の事業所若しくは事務所等に立入検査を行うことがありますのでご注意ください。

## 記

### 1. 報告徴収の対象となる認定

設備ID : A859523H45  
設備名称 : 天照発電所  
認定日 : 20140204

### 2. 報告期限

平成26年9月30日（火） 【必着】

### 3. 報告方法

添付の様式に必要な事項を記入したもの（以下「報告書」という。）及び証拠書類について、紙媒体を郵送するとともに、報告書については、あわせて電子媒体をメールに添付して送信してください。

※ 報告書の作成に当たっては、必ず専用のサイトからダウンロードした報告書作成用電子ファイルを使用してください。（詳細は別紙参照）

### 4. 郵送及び送信の宛先、並びにお問合せ先

名称：経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

担当者：再エネ班

所在地：〒812-8546

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎

メール：fit-kyushu@meti.go.jp

電話：092-482-5475 FAX：092-482-5962

### 5. 報告徴収後の対応

報告徴収の結果、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備について、①当該設備を設置する場所及び②当該設備の仕様のそれぞれの決定が確認できない場合には、聴聞の対象とし、当該認定の取消しに向けた手続に移行します。

ただし、報告の時点で、電力会社との接続協議が継続中である案件、又は東日本大震災の被災地域の案件については、平成27年3月31日の時点における「場所」及び「設備の仕様」の決定の状況を、改めて確認することとし、その時点でも決定済と確認できない場合は、聴聞の対象とし、認定取消しに向けた手続に移行します。

なお、「場所」又は「設備の仕様」のいずれか一方が決定している案件についての猶予期間は設けません。

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 報告に係る書類

書類名称	ページ
報告様式	1～6
別表1	5
別表2	6
別紙 報告要領	7～15

(報告様式)

平成 26 年 月 日

経済産業大臣 殿

報告者 住所  
氏名

報告書の作成に当たっては、必ず専用のサイトからダウンロードした報告書作成用電子ファイルを使用してください。  
(詳細は別紙 報告要領の「はじめに」(P.7)を参照してください。)

印

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者印(法人登記印))

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告徴収について(報告)

平成 26 年 月 日 付け 第 号をもって報告  
徴収のありました上記の件について、下記のとおり報告します。

記

1. 報告対象等

(1) 報告対象の認定

設備ID		発電出力		kW
------	--	------	--	----

(2) 担当者情報

担当部署名 (法人の場合のみ記入)		担当者氏名	
電話番号		E-mail	

2. 認定を受けた発電事業の進捗状況

- (1) 既に運転を開始している
- (2) 設備の設置を断念した
- (3) 上記以外

(注1) いずれか一つにチェックしてください。

(注2) 進捗状況に応じ、証拠書類の提出が必要です。詳細は別紙報告要領を参照ください。

3. 認定に係る場所及び設備の確保状況

- 別表1及び別表2による。

(注) 本項は、上記2. で「(3) 上記以外」を選択した場合のみ報告してください。

4. 電力及び被災地域事由の該当状況

(1) 電力会社との接続協議に係る進捗状況

ア) 接続に係る契約の申込みが電力会社によって受領された事実の有無:

受領無  受領有 ( 受領日: 平成 年 月 日 )

イ) 連系を承諾する旨の電力会社からの回答の有無:

回答無  回答有 ( 回答日: 平成 年 月 日 )

(2) 東日本大震災の被災地域に関する状況

設備所在地が次に示す東日本大震災の被災地域(※)である

※被災地域とは以下のとおり。

・原子力災害被災地域(避難指示区域及び避難指示が解除された地域を含む市町村)

…福島県(川俣町、田村市、飯館村、葛尾村、川内村、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町)

・津波浸水地域(津波で甚大な被害を受け、内陸部への集団移転等が必要となった地区を含む市町村)

…岩手県(洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)、宮城県(気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区、太白区に限る)、名取市、岩沼市、亶理町、山元町)、福島県(新地町、相馬市、南相馬市、いわき市)、茨城県(北茨城市)

5. 事業環境の状況【任意】

(1) 行政許認可関係

	申請から許認可までの日数	行政機関への事前相談の実施の有無	要望等
<input type="checkbox"/> ①農地転用許可 (農用地区域からの除外が必要な場合)	( 日 )	有・無	( )
<input type="checkbox"/> ②農地転用許可 (農用地区域からの除外が不要な場合)	( 日 )	有・無	( )
<input type="checkbox"/> ③林地開発許可	( 日 )	有・無	( )
<input type="checkbox"/> ④都市計画法の開発許可	( 日 )	有・無	( )
<input type="checkbox"/> ⑤その他国の法令に基づく 手続 (名称: )	( 日 )	有・無	( )
<input type="checkbox"/> ⑥自治体の景観に係る条例・ 規則に基づく手続	( 日 )	有・無	( )
<input type="checkbox"/> ⑦その他自治体の条例・規則 に基づく手続 (名称: )	( 日 )	有・無	( )

(2) 用地交渉関係

- ①土地の筆数又は地権者数が多い
- ②共有地で共有者全員の同意が必要
- ③相続等により地権者が確定しない
- ④価格交渉
- ⑤その他( )

(3) 設計施工関係

- ①企画・設計段階 … 場所や設備の仕様の選定、設計の段階
- ②契約段階 … EPCや請負業者等との契約締結に係る段階
- ③設備調達段階 … 契約から工事着手までの間の段階
- ④施工段階 … 工事に着手してからの段階
- ⑤その他の段階( )

(4) 融資等資金調達関係

- ①金融機関等からの資金調達ができている場合  
審査申込みから契約締結までの日数 ( 日 )  
融資形態 (  プロジェクト・ファイナンス  コーポレート・ファイナンス )  
上記の日数が長いと思う場合、  
その背景として考えられること [ ]

- ②資金調達が未了の場合  
審査申込みから現在までの日数 ( 日 )  
融資形態 (  プロジェクト・ファイナンス  コーポレート・ファイナンス )  
上記の日数が長いと思う場合、  
その背景として考えられること [ ]

- (5) その他( )



別表1 認定に係る場所の確保状況

整理番号 (※1)	①認定に係る場所(設備所在地) (※2)		②場所の確保の有無	③場所の確保日 (※3)	④共有地該当性 (※4)	場所の確保を証する書類の提出状況(※5)							
	都道府県	市区町村				地名地番	イ) 左記ア)以外に該当						
						登記簿 謄本	共有者 一覧表	登記簿 謄本	契約書	共有者 一覧表			
1	<b>報告書の作成に当たっては、必ず専用のサイトからダウンロードした報告書作成用電子ファイルを使用してください。 (詳細は別紙 報告要領の「はじめに」(P.7)を参照してください。)</b>												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

- ※1 登記簿謄本の単位(一筆)ごとに数字で整理番号を設定してください。
- ※2 各筆の記載内容は、認定内容と一致するように記入してください。これらが一致しない場合は無効です。なお、住居表示ではなく、登記簿上の地名地番を記入してください。例えば、平成26年9月30日に締結した契約書の写しを提出の場合、「20140930」と記入してください。
- ※3 西暦で記入してください。
- ※4 土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合、「○」を記入してください。なお、共有の場合は、共有者とその持分がわかる一覧表を別途提出してください。
- ※5 別紙の報告要領に従って、確保が事実であることを証する書類を筆ごとに提出し、併せて提出する証拠書類の該当欄に「○」を記入してください。



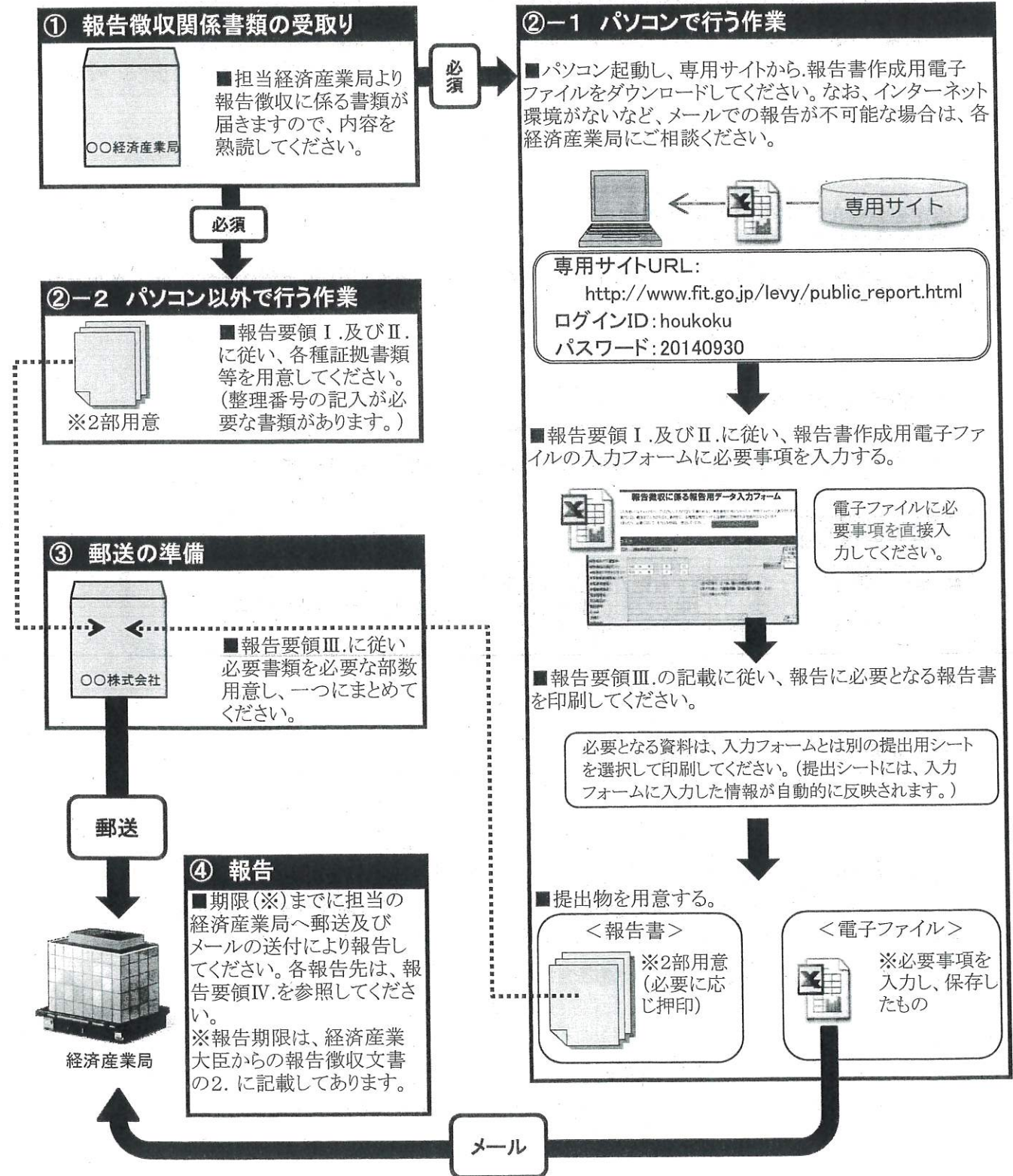


# 報告要領

## はじめに

報告徴収に対する報告にあたっては、以下の手順で全ての作業を実施してください。

### 報告にあたっての作業手順



# I 報告様式への記載方法及び提出書類について

## 1. 報告者及び報告対象等

- ・ 本報告徴収に対する報告者は、認定を受けた発電事業者であり、手続代行業者、施工会社等ではありませんのでご注意ください。また、大臣からの報告徴収文書到達後に、軽微変更届出により発電事業者名の変更を行った場合は、変更後の発電事業者が、報告の期限までに報告徴収に対する報告を行うことが必要ですので、変更前の発電事業者は、当該報告に関する事務を変更後の発電事業者へ確実に引き継ぐようにしてください。
- ・ 担当者欄は、報告内容について対応できる担当者(代行業者でも可)の連絡先等を記入してください。
- ・ 設備IDは半角英数字(大文字)、発電出力は、認定情報と一致させ、小数点以下第1位まで(第2位以下は切り捨て)記入してください。

## 2. 認定を受けた発電事業の進捗状況

認定を受けた発電事業の進捗状況について、(1)から(3)のうち、該当するいずれかの項目にチェックし、各項目で必要となる証拠書類を提出してください。

### (1)「既に運転開始している」について

- ・ 特定契約に基づく電気の供給を開始している場合に選択してください。
- ・ 本項目を選択した場合は、「3. 認定に係る場所及び設備の確保状況」は回答不要です。

### 証拠書類

- 受給が開始されたことを証明する電力会社による書類  
…電力受給契約書、又は電力受給に関するお知らせ、受給電力量のお知らせ等であって、  
発電事業者の名義と発電事業実施場所が確認できるもの。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

#### —証拠書類提出にあたっての注意事項—

※ 発電事業者の名義と発電事業実施場所が、報告時点における最新の認定情報と一致していること。

### (2)「設備の設置を断念した」について

- ・ 本認定による発電事業を断念し、設備認定を廃止する(廃止予定を含む)場合に選択してください。
- ・ 設備認定を廃止する予定の場合は、必ず廃止届出書を提出してください。(同封可)
- ・ 本項目を選択した場合は、「3. 認定に係る場所及び設備の確保状況」は回答不要です。

### (3)「上記以外」について

- ・ 上記(1)又は(2)に該当しない場合に選択してください。
- ・ 本項目を選択した場合は、「3. 認定に係る場所及び設備の確保状況」の報告が必要です。

### 3. 認定に係る場所及び設備の確保状況

本項は、上記2. で「(3) 上記以外」を選択した場合のみチェックし、報告してください。

#### 提出が必要な報告書及び証拠書類

● 別表1及びこれに係る証拠書類

…別表1に必要事項を記入の上、証拠書類を添付してください。(詳細は、報告要領Ⅱ.参照)

● 別表2及びこれに係る証拠書類

…別表2に必要事項を記入の上、証拠書類を添付してください。(詳細は、報告要領Ⅱ.参照)

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

### 4. 電力及び被災地域事由の該当状況

#### (1) 電力会社との接続協議に係る進捗状況

##### ア) 接続に係る契約の申込みが電力会社によって受領された日

- ・ 法第5条第1項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の電力会社による受領が完了している場合には「受領有」にチェックして、その日付を記入してください。  
平成26年9月30日の場合、「20140930」と記入してください。
- ・ 受領がない場合には「受領無」にチェックしてください。

##### イ) 連系を承諾する旨の回答を電力会社から受けた日

- ・ 電力会社から連系を承諾する旨の回答を書面により受領した場合には「回答有」にチェックして、その日付を記入してください。平成26年9月30日の場合、「20140930」と記入してください。
- ・ 回答がない場合には「回答無」にチェックしてください。

※当該報告事項については、経済産業省から電気事業者に対して事実確認を行う場合があります。

#### (2) 東日本大震災の被災地域に関する状況

認定に係る場所(設備所在地)が以下に該当する場合には、チェックしてください。

- ・ 原子力災害被災地域(避難指示区域及び避難指示が解除された地域を含む市町村)  
…福島県(川俣町、田村市、飯舘村、葛尾村、川内村、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町)
- ・ 津波浸水地域(津波で甚大な被害を受け、内陸部への集団移転等が必要となった地区を含む市町村)  
…岩手県(洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)、宮城県(気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区、太白区に限る)、名取市、岩沼市、亘理町、山元町)、福島県(新地町、相馬市、南相馬市、いわき市)、茨城県(北茨城市)

### 5. 事業環境に係る状況

本項目への回答は、可能な限りご協力ください。

- (1) 事業を行うに当たって必要であった行政許可手続を選択の上(複数選択可)、手続に要した日数等を記入してください。
- (2) 用地交渉関係において、特に時間を要した項目を選択してください(複数選択可)。
- (3) 設計施工関係において、特に時間を要した項目を選択してください(複数選択可)。
- (4) 融資等資金調達関係の状況について選択してください(複数選択可)。
- (5) 上記以外に特に時間を要した事項があれば、記載してください(自由記述)。

## Ⅱ.別表1、別表2への記載方法及び証拠書類の提出について

### 別表1「認定に係る場所の確保状況」への記載方法及び証拠書類の提出について

#### ①認定に係る場所(設備所在地)

- ・ 認定に係る場所(設備所在地)の都道府県名・市区町村名・地名地番を筆毎に記入してください。記載内容は、認定内容と一致するように記入してください。これらが一致しない場合は無効です。なお、住居表示ではなく、登記簿上の地名地番を記入してください。

#### ②場所の確保の有無

- ・ 発電事業者が、認定に係る場所を利用する権利を有している場合には「有り」、有していない場合には「無し」を選択してください。

#### ③場所の確保日

- ・ 所有権又は地上権が登記された日、若しくは所有権又は地上権、賃貸借権等に係る契約日を記入してください。  
例:平成26年1月1日の場合は、半角数字で「20140101」と記入してください。

#### ④共有地該当性

- ・ 土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合、「○」を記入してください。なお、共有の場合は、共有者とその持分がわかる一覧表を別途提出してください。

### 証拠書類

場所の確保を証する書類として、下記のア)またはイ)のいずれかに該当する書類を提出してください。併せて、その提出状況を別表1の場所の確保を証する書類の提出状況欄にも記入してください。

#### ア)所有権又は地上権を有している(登記済)場合

発電事業者が、認定に係る場所において所有権又は地上権を有しており、当該権利が登記済である場合、次の証拠書類を提出してください。

- 当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し  
…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

- 共有者関係書類一式  
…土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合には、共有者の一覧表及び共有者全員(発電事業者以外の共有者)の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

#### —証拠書類提出にあたっての注意事項—

- ※ 登記事項要約書又は一般財団法人 民事法務協会がWEB上でを行っている登記簿情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力がないため認められない。
- ※ 登記識別情報通知書又は権利書は、共有関係が確認できないため認められない。
- ※ 上記のほか、公正証書や納税証明書も登記簿謄本を代替することはできない。

## イ) 上記ア) 以外の場合

ア)に該当しない場合、次の証拠書類を提出してください。具体的な例としては、所有権又は地上権を有しているものの、未登記の場合や、地権者と賃貸借等の契約を締結している場合です。

- 当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し  
…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

- 当該土地又は建物に係る所有権又は地上権の取得、若しくは賃貸借権取得等に係る契約書

- 共有者関係書類一式  
…取得後の権利が共有又は準共有に係る場合は、共有者一覧表及び共有者全員(発電事業者以外の共有者)の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

### —証拠書類提出にあたっての注意事項—

- ※ 登記簿謄本については、上記(ア)の注意事項に準じる。
- ※ 契約書については、当該場所の登記簿謄本上の所有権者又は当該場所の処分権を有する者との間の契約であることが必要。但し、処分権を有する者との間の契約については、登記簿謄本に加えて契約相手が登記簿謄本上の所有者から処分権を授与されていることその他当該処分権の根拠を証する書類があわせて必要。
- ※ 契約書については、当該場所の所有者又はその処分権を有する者が、発電事業者に対し、当該場所を申請に係る発電事業のために排他的に利用させる義務を負っていること(当該者の裁量により発電事業者の当該場所の利用権限が無効とされ、又は撤回若しくは取り消されることがないこと)を確認できる内容であることが必要。
- ※ 当該土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合が共有地である場合は、共有者全員(発電事業者が共有者の一部である場合は、発電事業者を除く。)の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類が必要。この場合、共有者とその持分がわかる一覧表の提出が必要。
- ※ 認定申請時に提出された「権利者の証明書」は認められない。
- ※ 下記の「別表1及び2に係る証拠書類を提出するにあたっての共通の注意事項」にも留意すること。

## 別表2 「認定に係る設備の確保状況」への記載方法及び証拠書類の提出について

## ①認定に係る設備の仕様

- ・ 認定に係る設備(太陽電池モジュール)のメーカー、型式番号を記入してください。

## ②設備の確保の有無

- ・ 発電事業者が、認定に係る設備を契約等により確保している場合には「有り」、無い場合には「無し」を選択してください。

## ③設備の確保日

- ・ 当該設備の確保に係る契約日、又は自社で製造するモジュールが当該発電事業に用いられることが決まった日を記入してください。なお、発注書及び発注請書を提出の場合は、発注請書の発行日付を記入してください。

例:平成26年1月1日の場合は、半角数字で「20140101」と記入してください。

## 証拠書類

設備の確保を証する書類として、下記のア)またはイ)のいずれかに該当する書類を提出してください。併せて、その提出状況を別表2の設備の確保を証する書類の提出状況欄にも記入してください。

## ア)他社から調達する場合

発電事業者が、認定に係る設備を他社から調達する場合、次の証拠書類を提出してください。

- 当該設備の調達等に係る契約書、又は注文書及び注文請書  
…発電事業者と太陽電池モジュールメーカー等との契約が分かるもの。なお、当該設備の調達等に係る契約書とは、売買契約だけでなく、請負、委託等の各種契約も含まれる。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

## —証拠書類提出にあたっての注意事項—

- ※ 注文書及び注文請書は必ず両方提出すること。
- ※ 太陽電池モジュールメーカー等とは、太陽電池モジュールメーカーのほか、システムインテグレーターや販売施工事業者など、発電事業者が事業を実施するに当たって太陽電池モジュールを調達する相手先を指す。
- ※ 認定に係る設備の仕様と一致していることを確認するため、メーカー名、型式番号、数量、発電所名(または納品場所)が記載されていること。
- ※ 内示書又は見積書、仮注文書は、設備の確保を証する書類とは認められない。
- ※ 下記の「別表1及び2に係る証拠書類を提出するにあたっての共通の注意事項」にも留意すること。

## イ)自社で調達する場合

発電事業者自らがモジュールメーカーであり、当該発電事業に供する設備を自社で調達する場合、次の証拠書類を提出してください。なお、法人格の異なるグループ企業からの調達は、本項には該当せず、ア)の証拠書類が必要となります。

- 発電事業者自らがモジュールメーカーであることを証する書類  
…定款など、モジュールメーカーであることが客観的に分かるもの。

- 自社で製造したモジュールが当該発電事業に用いられることが分かる書類  
…社内の製造部門への指示があること、及び指示を受けて生産すること、生産された設備が当該発電事業に用いられることが分かるもの。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

別表1及び2に係る証拠書類を提出するにあたっての共通の注意事項

1. 報告時点における最新の情報が表示されていること。
2. 報告時点における認定情報と一致していること。
3. 当該認定に係る全ての書類が過不足なく提出されること。例えば、場所に関する書類は、当該認定に係る場所のうち、全筆分の証拠書類が必要。
4. 証拠書類が汎用的でなく、認定を受けた発電に係るものであることが判別できること。例えば、当該認定に係る発電事業が包含されているかどうか判別できない包括的な請負契約書類は認められない。
5. 予約契約の場合には、発電事業者側が予約完結権を行使して当該場所又は設備を利用する権利を確保できることが確実であると認められることが必要。
6. 一定の条件が充足されて初めて、当該場所又は設備を利用する権利を取得する契約については、当該条件の成就可能性が、契約相手方の裁量的な判断に委ねられていないこと、及び明らかに成就しない条件が付されていないことが必要。
7. 契約書等の証拠書類が他の法令・制度と整合がとれていること。具体的には、農地法に基づく農地転用、森林法に基づく林地開発、都市計画法に基づく開発、自治体が定める景観条例等の許認可手続を発電事業者の責任において適切に行い、これらと整合がとれていること。
8. 各種契約又は取引に係る証拠書類には、具体的な取引対象(設備の型番等の仕様)、取引数量、対価(金額等)等、契約又は取引に重要な要素が明記されていること。
9. 各種契約又は取引に係る証拠書類の当事者が、発電事業者自身であること。仮に、発電事業者が当該当事者から契約上の地位を承継している場合には、有効に契約上の地位を承継していることが分かる書類(地位承継に関する契約書、相手方の承諾書を含む。)が必要。
10. 各種契約又は取引に係る証拠書類の相手方が、当該取引又は契約を交わす権限(本人であること、又は本人から必要な授權を受けていること等)を有していること。



### Ⅲ 提出書類及び提出部数等について

提出書類は、報告様式2. の「認定を受けた発電事業の進捗状況」で回答された進捗状況によって異なります。報告の際は、下記を参考に、提出漏れのないようにしてください。

進捗状況	報告書類等		報告方法	必要部数
「1. 既に運転を開始している」 に該当の場合	報告書 (報告様式に必要事項を記入したもの)	紙媒体 (※1)	郵送	2部 (原本1部、写し1部)
		電子媒体(※2)	メール	—
	受給が開始されたことを証明する電力会社による書類		郵送	2部 (写し2部)

「2. 設備の設置を断念した」 に該当の場合	報告書 (報告様式に必要事項を記入したもの)	紙媒体 (※1)	郵送	2部 (原本1部、写し1部)
		電子媒体(※2)	メール	—

※廃止届出書が未提出の場合には、必ず廃止届出書を提出してください。(同封可)

なお、廃止届出書のフォーマットは、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」よりダウンロードが可能です。(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saiene/kaitori/dl/2012setsubi\_sinsei06.doc)

「3. 上記以外」 に該当の場合	報告書 (報告様式に必要事項を記入したもの)	紙媒体 (※1)	郵送	2部 (原本1部、写し1部)	
		電子媒体(※2)	メール	—	
	別表1	紙媒体 (※1)	郵送	2部	
		電子媒体(※2)	メール	—	
	別表2	紙媒体 (※1)	郵送	2部	
		電子媒体(※2)	メール	—	
	別表1に係る証拠書類(※3)			郵送	2部 (写し2部)
	別表2に係る証拠書類(※3)			郵送	2部 (写し2部)

※1 各種報告書の作成にあたっては、専用サイトからダウンロードした「報告用電子ファイル」により作成してください。(詳細は、報告要領の「はじめに」(P.7)を参照)

※2 「報告用電子ファイル」に必要事項を入力したものをそのままメールに添付して送信してください。

※3 各種証拠書類の右上には必ず、別表1又は別表2と整合した整理番号を記入してください。

## IV.報告先について

報告先は、設備設置場所を所管する経済産業局です。  
 (各認定に対する担当経済産業局は、経済産業大臣からの報告徴収文書の4.に記載してあります。)

地方経済産業局	担当課	郵送先住所	メールアドレス
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	fit-hokkaido@meti.go.jp
東北経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	fit-tohoku@meti.go.jp
関東経済産業局	資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館	fit-kanto@meti.go.jp
中部経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	fit-chubu@meti.go.jp
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	fit-kinki@meti.go.jp
中国経済産業局	資源エネルギー環境部 新エネルギー対策室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	fit-chugoku@meti.go.jp
四国経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5～7F	fit-shikoku@meti.go.jp
九州経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	fit-kyushu@meti.go.jp
内閣府 沖縄総合事務局	経済産業部 エネルギー対策課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎2号館	fit-okinawa@meti.go.jp

### —メール送信時の注意事項—

※メールの件名は、「報告徴収の報告(AXXXXXXXXXX)」としてください。(括弧内は設備ID(半角英数字))  
 を記入。なお、報告書作成用電子ファイルにあるフォーマットでは、件名が自動入力されるよう設定されています。

※メールの本文は記入不要です。

※メールに添付する報告書の電子媒体のファイル名は、「teisyutsudata\_AXXXXXXXXX.xls」としててください。  
 (アンダーバーの後は、設備ID(半角英数字)を記入)

以上